

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公表番号】特表2002-513433(P2002-513433A)

【公表日】平成14年5月8日(2002.5.8)

【出願番号】特願平10-535045

【国際特許分類第7版】

C 08 G 81/02

C 08 F 255/00

C 08 L 23/08

C 08 L 101/00

// C 08 F 290/04

【F I】

C 08 G 81/02

C 08 F 255/00

C 08 L 23/08

C 08 L 101/00

C 08 F 290/04

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月2日(2005.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】



手 続 補 正 書

平成 17 年 2 月 2 日

特許長官 殿



1 事件の表示

平成 10 年特許願第 535045 号

2 補正をする者

名称 エクソンモービル・ケミカル・パテント・インク

3 代理人

住所 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 28 号

相互永田町ビルディング 8 階

電話 3581-9371

氏名 (7101) 弁理士 山崎 行造



4 補正対象書類名

請求の範囲

5 補正対象項目名

請求の範囲

6 補正の内容

別紙のとおり。



請求の範囲

1. A) 主鎖、B) A) に結合した複数の本質的に炭化水素の側鎖であって、前記側鎖がそれぞれ 2,500 ダルトン乃至 125,000 ダルトンの数平均分子量及び SEC によって測定して 1.0 ~ 3.5 の MWD を有する側鎖、及び C) 0.01 : 1 乃至 100 : 1 の側鎖の分子質量の主鎖の分子質量に対する質量比率、を有する本質的に飽和した炭化水素ポリマーであって、前記炭化水素ポリマーは、D) 20,000 ダルトン以上の Mn 、E) 2.0 以下の SEC による MWD 、F) 同じ化学組成と重量平均分子量の線状オレフィンポリマーよりも少なくとも 50 % 大きい 190 °C でのニュートン極限粘度 (η₀) 、好ましくは前記線状ポリマーのものの少なくとも 2 倍の 190 °C でのニュートン極限粘度 (η₀) 、G) 0.83 未満、好ましくは 0.5 未満の 190 °C でのゴム状プラトー弾性率の同じ化学組成の線状ポリマーのものに対する比率、H) 少なくとも 5 のニュートン極限粘度 (η₀) の 190 °C で 100 rad / 秒の振動状剪断における複素粘度 (η*) の絶対値に対する比率、を有する本質的に飽和した炭化水素ポリマー
2. 前記質量比率が 0.1 : 1 乃至 10 : 1 である、請求項 1 の炭化水素ポリマー組成物。
3. 前記質量比率が 0.3 : 1 乃至 3 : 1 である、請求項 1 の炭化水素ポリマー組成物。
4. 前記質量比率が 0.5 : 1 乃至 2 : 1 である、請求項 1 の炭化水素ポリマー組成物。
5. 前記主鎖及び前記側鎖が、エチレン、プロピレン、1-ブテン、1-ペンテン、1-ヘキセン、1-オクテン、1-デセン、1-ドデセン、4-メチル-1-ペンテン-1、スチレン、アルキルスチレン、ノルボルネン、及びアルキル置換ノルボルネンの 1 種以上から誘導される、請求項 1 の炭化水素ポリマー組成物。
6. 前記主鎖及び前記側鎖が、本質的にエチレン-1-ブテンコポリマー構造のものである、請求項 1 の炭化水素ポリマー組成物。

7. 前記主鎖及び前記側鎖が、本質的にエチレン-プロピレンコポリマー構造のものである、請求項1の炭化水素ポリマー組成物。
8. 前記主鎖及び前記側鎖が、本質的にエチレン-ヘキセンコポリマー構造のものである、請求項1の炭化水素ポリマー組成物。
9. 前記主鎖及び前記側鎖が、本質的にエチレン-オクテンコポリマー構造のものである、請求項1の炭化水素ポリマー組成物。
10. さらに、I) 2以上の、1秒⁻¹の歪速度、190°C、及び時間=3秒で測定された伸長粘度の同じ温度と時間において線形粘弹性によって予測されるものに対する比率を有する、請求項1の炭化水素ポリマー。
11. 0.1～99.9重量%の請求項10の本質的に飽和した炭化水素ポリマー、及び99.9～0.1重量%の約25,000ダルトン乃至約500,000ダルトンの重量平均分子量の本質的に線状のエチレンコポリマーを含み、そして約1.75～30のMWD及び0.85乃至0.96の密度を有する、ポリマーブレンド組成物。
12. 0.3～50重量%の前記本質的に飽和した炭化水素ポリマー、及び50～99.7重量%の約25,000ダルトン乃至約500,000ダルトンの重量平均分子量の本質的に線状のエチレンコポリマーを含み、そして約1.75～8のMWD及び0.85乃至0.93の密度を有する、請求項10の組成物。
13. 0.3～50重量%の前記本質的に飽和した炭化水素ポリマー、及び50～99.7重量%の約25,000ダルトン乃至約500,000ダルトンの重量平均分子量の本質的に線状のエチレンコポリマーを含み、そして約1.75～30のMWD及び0.85乃至0.96の密度を有する、請求項10の組成物。
14. 0.3～50重量%の前記本質的に飽和した炭化水素ポリマー、及び50～99.7重量%の約25,000ダルトン乃至約500,000ダルトンの重量平均分子量の本質的に線状のエチレンコポリマーを含み、そして約1.75～30のMWD及び0.93乃至0.96の密度を有する、請求項10の組成物。
15. 1.0～5重量%の前記本質的に飽和した炭化水素ポリマー、及び95～99重量%の約25,000ダルトン乃至約500,000ダルトンの重量平均分子量の本質的に線状のエチレンコポリマーを含み、そして約1.75～8のMWD

及び0.85乃至0.93の密度を有する、請求項10の組成物。

16. 1.0～5重量%の前記本質的に飽和した炭化水素ポリマー、及び95～99重量%の約25,000ダルトン乃至約500,000ダルトンの重量平均分子量の本質的に線状のエチレンコポリマーを含み、そして約1.75～30のMWD及び0.93乃至0.96の密度を有する、請求項10の組成物。
17. 前記飽和した炭化水素ポリマーが、エチレン単独、又はエチレンとプロピレン、1-ブテン、1-ペンテン、1-ヘキセン、1-オクテン、1-デセン、1-ドデセン、4-メチル-1-ペンテン-1、スチレン、アルキルスチレン、ノルボルネン、及びアルキル置換ノルボルネンの1種以上とから誘導された主鎖及び側鎖から成る、請求項15の組成物。
18. 前記主鎖及び前記側鎖が、本質的にエチレン-1-ブテンコポリマー構造のものである、請求項15の組成物。
19. 前記主鎖及び前記側鎖が、本質的にエチレン-1-ヘキセンコポリマー構造のものである、請求項15の組成物。
20. 前記主鎖及び前記側鎖が、本質的にエチレン-1-プロピレンコポリマー構造のものである、請求項15の組成物。